

令和 8 年度の予防接種事業について

保健予防課

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では、感染症の予防やまん延防止、重症化予防を目的に、国の法令等に基づき予防接種事業を実施しているところです。令和 8 (2026) 年度より、新たに R S ウイルスワクチンが予防接種法に基づく定期接種に位置付けられることや、高齢者肺炎球菌予防接種の対象ワクチンが変更されることが決定したことから、本市においても国の方針に基づき、適切に実施するものです。

2. 内容

(1) R S ウイルスワクチンの定期接種化

新規

【目的】 新生児及び乳児における R S ウイルス感染症の予防

< R S ウイルス感染症 >

R S ウイルスに感染することによって起きる呼吸器の感染症で、症状は、発熱、鼻汁などの軽い風邪のような症状から重い肺炎まで様々です。2歳までにはほぼ100%の乳幼児が感染すると言われており、特に生後6か月以内で感染すると、重症化する場合があります。

【対象】 妊娠28～37週に至るまでの人（妊娠28週0日～妊娠36週6日）

【接種方法】 市の取り扱い医療機関において、R S ウイルス母子免疫ワクチンを1回接種。

< R S ウイルス母子免疫ワクチン >

妊婦が R S ウイルス母子免疫ワクチンを接種すると、母体内で R S ウイルスに対する抗体の量が増えます。この抗体は胎盤を通じて胎児に移行され、生後数か月間、R S ウイルス感染症から乳児を保護し、重症化を予防することが期待されます。

【自己負担額】 無料

(2) 高齢者肺炎球菌予防接種における対象ワクチンの変更 変更

高齢者を対象に実施している高齢者肺炎球菌予防接種について、令和8年度より、対象となるワクチンが現行の「23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（PPSV23）」から、より費用対効果の高い「沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）」へ変更となります。

これに伴い、接種費用（ワクチン代）が増額となることから、自己負担額について見直しをさせていただくこととしました。今後、国の動向や他市の状況等を踏まえたうえで市の方針を決定し、改めてご報告させていただきます。

< 高齢者肺炎球菌予防接種 >

	現行（令和7年度）	令和8年度以降
対 象	①満65歳の人 ②60～65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器の機能障害 またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 があり身体障害者内部障害1級と認定されている 人、または主治医により同程度以上の障害である ことの意見書の交付を受けた人	変更なし
実施方法	市の契約医療機関において1回接種	変更なし
実施時期	通年実施	変更なし
ワクチン	23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン
自己負担額	2,000円	見直し

3. 実施時期等

(1) 実施時期

令和8年4月1日

(2) 周知方法

広報、市ホームページ、SNSで発信するとともに、契約医療機関にポスターを掲示します。

また、RSウイルスワクチンについては妊娠届出時等での周知、高齢者肺炎球菌予防接種については個別通知を行います。

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

施策目標7 公衆衛生や健康危機管理が充実したまち



5. 関係法令・条例等

予防接種法

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》

(1) RSウイルスワクチン

66,513千円（当初予算計上予定）

支出内訳：予防接種委託料	59,123千円
予防接種事業事務委託料	1,418千円
予防接種補助金	5,972千円

(2) 高齢者肺炎球菌予防接種

12,372千円（当初予算計上予定）

支出内訳：予防接種委託料	11,707千円
その他（個別通知委託料等）	665千円

※ ワクチン代の増額に伴い、自己負担額の見直しを含め予防接種委託料等を精査中です。

当初予算では事業費が不足する場合、令和8年度補正予算へ計上予定。

《財 源》 一般財源